

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

徳島厚生年金 事案670

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月22日から39年5月31日まで

私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A事業所に係る被保険者期間について、昭和39年7月9日に脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。私は脱退手当金の申請手続きを行っておらず、脱退手当金も受け取っていない。

調査の上、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給額（1万7,142円）は、法定支給額（1万9,242円）と大幅に相違していることなど、申立人に係る脱退手当金の支給事務が適正に行われたとは考え難い状況が見受けられる。

また、申立人は、「職場の人間関係が理由で、トラブルが発生したその日に会社を辞めた。その後約3か月間、以前の同僚の家で生活していた。これらの事情もあり、退職時、退職後も脱退手当金について会社から説明を受けたことは無く、脱退手当金制度についても知らなかった。」と供述しているところ、当該同僚は、当時、申立人と共に生活をしていた旨供述していることなど、申立人のA事業所退社当時の記憶は具体的であり信ぴょう性がある。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月21日から51年8月31日まで
厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、昭和47年3月21日から51年8月31日までの期間の計53月について、52年1月21日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず、受給もしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間の前の期間に申立人が勤務しているA事業所に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされず、通算年金制度創設後の裁定請求書には、勤務した事業所名を記載することとされていたことを踏まえると、申立人が中学卒業後、最初に就職した事業所名を失念するとは考え難い。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の前後で管理されている女性被保険者35人のうち、脱退手当金の受給資格がある者は5人確認できるところ、脱退手当金の支給記録が確認できる者はいない上、複数の同僚は、「退職の際に、会社から脱退手当金の説明は無かった。」と供述していることなどから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

徳島国民年金 事案646

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から51年3月まで

昭和47年3月の結婚後、A市区町村役場窓口において、妻と共に国民年金の加入手続を行い、以後、申立期間の保険料を納付した。

申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後に手帳記号番号が払い出された被保険者の資格取得状況等から判断すると、昭和51年4月以降に申立人の妻と連番で払い出されたものと推認でき、当該時点において、申立期間のうち、48年12月以前の期間の保険料については時効により納付することができず、49年1月以降の保険料についても、申立人及び申立人の妻から、当該期間に係る保険料が過年度納付されたことをうかがわせる供述は得られない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も確認できない。

また、オンライン記録等において、申立人と共に国民年金に加入し、保険料を納付したとする申立人の妻も、申立期間の保険料は未納となっている上、A市区町村が保管する申立期間に係る昭和47年度から50年度までの国民年金保険料検認表において、申立人及び申立人の妻の氏名等は確認できないなど、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は43月に及んでおり、これだけの長期間にわたって行政機関の事務処理上の不備が連続して起こるとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案647

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成元年9月まで
平成元年10月に結婚したことをきっかけに、A社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続をした。

その際、昭和63年10月から平成元年9月までの国民年金保険料が未納であると言われたので、一度、帰宅し、その日のうちか、あるいは数日のうちに、再びA社会保険事務所に出向き、当該期間の国民年金保険料をまとめて納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、B市区町村が管理する国民年金資格得喪履歴画面の記録などから判断すると、平成3年5月にB市区町村において払い出されたものと推認でき、当該時点においては、申立期間のうち、昭和63年10月から平成元年3月までの国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「平成元年10月に、A社会保険事務所において、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。」と主張しているが、仮に平成元年10月に申立期間の国民年金保険料を納付する場合、申立期間のうち、同年4月から同年9月までの国民年金保険料は、現年度保険料となり、社会保険事務所(当時)では納付することができない上、前述のとおり、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのが3年5月であると推認されることから、申立人の主張内容に不自然さがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案672（事案111の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年7月から19年5月まで

私は、昭和18年5月から19年5月までの期間において、A事業所に勤務していたが、厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）の被保険者記録が無く、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めしてほしいとして、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

その後、日本年金機構より、昭和17年6月1日から18年7月31日までの期間について、A事業所における基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が確認され、記録の追加訂正を行う旨の連絡を受けたが、その期間は、B事業所C工場に勤務していた期間である。

当該被保険者期間以後の昭和18年7月から19年5月までの期間（申立期間）について、A事業所において厚生年金保険に加入していたはずであり、再度、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所は、昭和22年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していた事実が確認できないこと、ii) 申立事業所は、昭和45年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月11日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、日本年金機構によって申立人に係る労働者年金保険被保険者台帳が確認されたことにより、申立人がA事業所において、昭和17年1月1日（制度発足は、昭和17年6月1日）に厚生年金保険の被保険者資格を取

得し、18年7月31日付けで被保険者資格を喪失したことが確認できるとともに、オンライン記録において、当該記録は既に申立人の基礎年金番号に統合されていることが確認できることから判断すると、今回、新たに、申立期間当時、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが推認できる。

今回、申立人は、「厚生年金保険の被保険者記録の追加訂正が行われた昭和17年6月1日から18年7月31日までの期間は、B事業所C工場に勤務しており、A事業所には、その後約1年間（申立期間）勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人は、i)「昭和16年の暮れ頃、当時勤務していたD事業所がB事業所に吸収合併され、D事業所のE氏等と一緒にB事業所に移籍した。その後、私は、18年7月にA事業所へ配置換えとなった。」と主張しているところ、B事業所C工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、E氏が昭和15年11月1日に同事業所において健康保険被保険者資格を取得していることから判断すると、申立人のB事業所への移籍時期は、16年暮れではなく、15年11月であったと推認されること、ii)

「私がA事業所へ配置換えとなった昭和18年7月時点では、E氏、事務員のF氏は両名ともB事業所C工場に在籍していた。」と供述しているところ、前述のB事業所C工場に係る被保険者名簿によれば、E氏は17年12月27日に、F氏は同年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるなど、被保険者名簿の記録などから申立人の主張を確認することができない上、ほかに申立人の申立期間におけるA事業所での勤務実態、給与からの厚生年金保険料控除等をうかがわせる事情は確認できない。

また、A事業所は昭和45年5月31日に、B事業所は平成17年10月1日に各々厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人に係る申立期間当時の勤務実態等が確認できない上、当時の同僚（申立人が記憶するB事業所C工場当時の上司、同僚を含む。）についても連絡先等が不明であり、当時の状況について聴取することができず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月6日から37年1月1日まで
私のA事業所における厚生年金保険被保険者期間について、請求した記憶が無いにもかかわらず、社会保険事務所（当時）から脱退手当金として支給された記録となっている。
納得できないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年3月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後50人（計100人）の被保険者資格取得者について確認した結果、同性の同僚77人のうち、申立人の被保険者資格喪失日前後2年以内に資格喪失した19人の脱退手当金支給記録を確認したところ、17人について、資格喪失日から4か月以内に脱退手当金が支給決定されている上、当該17人全員の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に「脱」表示が記されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、前述の同僚19人のうち、アンケート等により7人から回答が得られたところ、二人の同僚は、事業所から説明を受け、事業主又は自身が

脱退手当金の請求手続を行い受領したことを各々に供述している。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月16日から22年12月15日まで
私のA事業所における厚生年金保険被保険者期間は、請求した記憶が無いにもかかわらず、社会保険事務所（当時）から脱退手当金として支給されたことになっている。
納得できないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、A事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和23年1月16日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には支給記録が記載されており、支給計算上の誤りは無く、オンライン記録とも一致していることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後50人（計100人）の被保険者資格取得者について確認した結果、同性の同僚20人のうち、申立人の被保険者資格喪失日前後2年以内に資格喪失している者で脱退手当金の支給記録がある者が二人確認できるところ、申立人同様、いずれも被保険者資格喪失日から1か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、前述の同僚20人のうち、連絡先が確認できた二人に対してアンケート等により事情を聴取した結果、一人から回答を得られたが、申立内容を裏付ける供述は得られない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月9日から37年12月26日まで
社会保険事務所(当時)に、厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和34年10月9日から37年12月26日までの期間について、38年2月27日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。
しかし、私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず受給もしていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年2月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険番号の前後で管理されている被保険者記録を確認したところ、脱退手当金の受給記録が確認できた9人のうち8人については、資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、複数の同僚は、「請求手続は、会社が代理で行った。」、「退職の際、会社から脱退手当金についての説明を受けたが、就職するつもりだったので請求しなかった。」と供述していることなどから、事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案676

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月14日から38年1月25日まで
厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和33年5月14日から38年1月25日までの期間の計56月について、同年3月29日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があったが、私は支給申請も受給もしていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年3月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、前述の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の資格喪失日前後2年以内に資格喪失した者で脱退手当金の受給要件を満たす17人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7人に脱退手当金の支給記録があり、うち6人は3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、事業主による代理請求が行われていた可能性は否定できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月28日から30年11月7日まで
② 昭和31年4月21日から同年9月26日まで

厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、昭和28年7月28日から30年11月7日までの期間及び31年4月21日から同年9月26日までの期間の計33月について、31年10月19日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があったが、私は支給申請も受給もしていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所B工場に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給に係る事務処理の記録があり、支給金額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当時は通算年金制度創設前であり、A事業所は、「脱退手当金の説明を行い、従業員に代わって請求手続を行っていた。国民年金制度発足前の退職者で、再就職の予定の無い人には脱退手当金を請求するよう指導していた。」としている上、A事業所B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後で管理されている女性被保険者のうち、申立人の資格喪失日前後2年以内に資格喪失している62人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、60人に脱退手当金の支給記録があり、全ての者が4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることなどから、事業主による代理請求が行われていたことがうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。